

令和7年度 東京都一般任期付職員 採用選考案内

令和7年4月30日
東京都

東京都生活文化局消費生活部では、景品表示法に基づく事業者の調査・指導等に関する業務を行っており、令和5年度からは、インターネットや SNS などの広告における悪質な不当表示の根絶を目指す取組を強化しています。

これらの取組を着実に推進するため、民間企業や自治体などにおける実務経験や専門性を活かし、即戦力として、我々とともに活躍していただける方を求めています。

本選考は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の特例法である「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」（平成14年法律第48号）等に基づき制定された「東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」（平成14年東京都条例第161号）に基づき、任期を定めて採用されるものです。

任期を定めて採用された職員も、常勤の一般職の地方公務員であり、任期の定めのない職員同様、守秘義務、営利企業等従事制限等の地方公務員法の服務規定の適用を受けます。

1 選考職種、採用予定人員、受験資格等

- (※) ◎ 業務の状況等により、採用された日から5年を超えない範囲内で任期を延長する場合があります。
- ◎ 期間を定めた任用であり、任期満了後の任用を保障するものではありません。
- ◎ 受験資格における実務経験年数は、民間企業等の正社員、自治体等の常勤職員として従事した経験年数に限ります。契約社員や派遣社員、非常勤職員、嘱託職員、アルバイトとして勤務していた期間は含めません。

区分	職種・職層	採用予定人数	業務内容	受験資格 (求められる経験・専門性)	人物像・望ましい要件	任期(※)	職	勤務場所
74	事務・主任	1人	ア 景品表示法に基づくデジタル広告における不当表示の監視・調査等業務 イ デジタル広告専門助言チームの運営・連絡調整業務 ウ 法令等に基づく広告・表示に関する調査・指導等業務 エ 法令等に基づく広告・表示に関する電話等による相談対応業務 オ 法令等に基づく小売店舗に対する立入検査及び検査実施後の調査、指導等業務 その他、アからオまでの業務を行うために必要な業務	○民間企業や自治体等における実務経験が、通算して学歴区分に応じた年数以上(「1 選考職種、採用予定人員、受験資格等」別表に記載の年数以上)があり、かつ以下の①から③のいずれかを満たすこと。(②及び③はおおむね平成 25 年以降・直近 10 年以内) ①以下のいずれかの資格を有する者。 - 消費生活相談員(国家資格) - 独立行政法人国民生活センターが認定した「消費生活専門相談員」 - 一般財団法人日本産業協会が認定した「消費生活アドバイザー」 - 一般財団法人日本消費者協会が認定した「消費生活コンサルタント」 - 一般社団法人 全国公正取引協議会連合会が実施した「景品	(1) 消費者関連法令等に関する知識及び経験 (2) デジタル広告に関する表示の知識 (3) 自らの経験・知識等を組織に還元できる人 (4) コンプライアンス意識を高く持ち、幅広い相手と円滑にコミュニケーションをとることができる人	令和7年 8月1日から 令和10年 3月31日まで	生活文化局 消費生活部 取引指導課主任 (表示指導担当)	東京都第一本 庁舎18階中 央 (生活文化局 消費生活部)

				表示法務検定」合格者 ②国又は地方公共団体等における消費生活行政の実務経験（3年以上）を有する者 ③企業等における表示・広告に係る実務経験（5年以上）を有する者				
--	--	--	--	--	--	--	--	--

- ◎ 上記各区分の受験資格を満たすこと。
- ◎ 地方公務員法第 16 条の欠格条項に該当する人は受験できません。
- ◎ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。
- ◎ 日本国籍を有しない方は受験できません。
- ◎ 申込日現在、東京都職員である人は受験できません。

なお、以下の方は除きます。

- ・教育公務員※ 1
- ・東京都職員（任期付職員※ 2、会計年度任用職員、臨時的任用職員）のうち、令和 7 年 7 月 31 日までに任期が満了する者

※ 1 教育公務員特例法施行令第 9 条第 2 項に定める教育公務員に準ずる者を含む。

※ 2 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号）に規定する任期付職員及び地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成 12 年法律第 51 号）に規定する任期付研究員をいう。

【別表】

学歴区分	必要な実務経験年数
・大学院博士課程又は修士課程の修了 ・大学（４年制の大学）の卒業	５年以上
・短期大学（２年制以上の短期大学）の卒業 ・高等専門学校卒業 ・専修学校（修業年限２年以上の専門課程で年間授業数６８０時間以上のものに限る。）の卒業 ・各種学校（「高等学校３年制卒業」を入学資格とする修業年限２年以上の課程のものに限る。）の卒業	７年以上
・高等学校の卒業	９年以上

- 注１ 実務経験年数は、民間企業等の正社員、自治体等の常勤職員として従事した経験年数に限ります。契約社員や官公庁での派遣社員、非常勤職員、嘱託職員、アルバイトとして勤務していた期間は含めません。
- 注２ 実務経験年数は、採用予定月の前月末日現在で計算します。職務経験が複数の場合には、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限ります。
- 注３ 合格通知後５営業日以内に、最終学歴や実務経験年数等を確認するための要件に該当することを確認するための証明書類を提出していただきます（５「卒業（修了）・在職証明書の提出について」参照）。事実が確認できない場合は採用されませんので御注意ください。

2 選考方法

(1) 第1次選考

書類選考	資格要件 審査	受験資格の有無についての確認
	専門性 審査	職務経験、その他申込書記載事項についての確認
	小論文	課題式（回答文字数：1,200字程度） 「これまでのご自身の職務経験や専門性に触れた上で、デジタル広告における不当表示を防止するため生活文化局員としてどのような貢献ができているか具体的に述べてください。」

- ◎ 申込書類により選考を行い、第1次選考合格者には第1次選考合格通知兼第2次選考受験票を電子メールで送付します。

(2) 第2次選考

口述考査	人物及び職務に関連する経験についての個別面接
------	------------------------

- ◎ 口述考査は第1次選考合格者に対してのみ行います。

:

3 申込手続

受付期間	令和7年4月30日（水）午後2時から令和7年5月23日（金）午後5時まで
申込方法	【必要書類】 申込みを行う場合は、下記の応募書類をメールにて提出してください。 ・ 申込書 ・ 職務経験調書 ・ 小論文 ※ 応募書類の記載内容により、受験資格や記載事項等の確認を行います。記載内容に虚偽があると、職員として採用される資格を失う場合があります。 ※ 応募書類については、厳重に管理するとともに、記載された個人情報、東京都個人情報保護に関する条例に基づき、本採用に係る事務の範囲内で利用します。 ※ 各様式については、以下ホームページからダウンロードできます。 【URL】 https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/recruitment/0000001798 【提出先】 以下のメールアドレスに送付してください。 メールアドレス：S1161401 (at)section.metro.tokyo.jp ※ 迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を変更しております。お手数で 

	すが、メール送信の際は、(at) を @ に置き換えてご利用ください。 ※ メールで応募いただく際、添付データの容量が合計3MB以内となるようお願いいたします。応募を確認した後、受信確認の旨のメールを返信いたします。 ※ 本メールアドレスは受信専用メールアドレスです。受信確認等のご連絡は、異なるメールアドレスから送信します。
--	--

- ◎ 第2次選考実施日の2日前までに、第1次選考の結果が届かない場合は、下記問い合わせ先までお問い合わせください。
- ◎ 申込書類に記入していただいた個人情報は、採用選考及び採用事務の目的以外に使用することはありません。

4 卒業（修了）・在職証明書の提出について

受験資格の確認及び給与算定の資料とするため、最終学歴に関する卒業（修了）証明書（ただし、院卒は大学の卒業証明書も必要。また、最終学歴以前に職歴がある場合は、高等学校以降の全ての学歴に関する卒業（修了）証明書が必要。）及び全ての職歴に関する在職証明書（都指定様式有）を提出していただきます（合格通知後5営業日以内に、メールへのデータ添付により提出）。

提出の仕方についてはホームページ掲載の「卒業（修了）・在職証明書の提出について」をご覧ください。

5 採用選考に係る日程等について

第1次選考結果通知	令和7年5月29日（木曜日）予定 ※第2次選考の2日前までに、受験者全員に対し、申込みの際に登録されたメールアドレス宛てに電子メールで通知します。
第2次選考実施日	令和7年6月5日（木曜日） ※会場：東京都庁第一本庁舎（新宿区西新宿二丁目8番1号）
最終結果通知	令和7年6月中旬予定 ※第2次選考受験者に対し、申込みの際に登録されたメールアドレス宛てに電子メールで通知します。

※ 電話等による可否の照会には応じません。

6 給与等について

《初任給》

初任給は、職務経験等に応じて決定されます。

職務経験が一定以上ある人は、所定の基準により加算される場合があります。以下は、4年制大学を卒業し、卒業後の期間を正社員・常勤職員として、東京都の事務職と同様の職務内容に従事した場合に想定される初任給の参考例です。

【参考例】

職級	職務経験	初任給
主任	5年	約 306,900 円

- ◎ この初任給は、令和7年3月31日までに職務経験の年数を満たしている人の例で、令和7年4月1日時点の給料月額に地域手当（20％）を加えたものです。
- ◎ なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めによります。
- ◎ 上記のほか、扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の手当制度があります。

《その他》

- ◎ 東京都職員共済組合へ加入し、健康保険や厚生年金保険等が適用されます。
- ◎ 年次有給休暇（1年間に20日、8月採用の場合は8日付与）の外、慶弔休暇、介護休暇、育児休業などの休暇制度があります。

7 お問い合わせ先

※問合せ内容を正確に確認するため、お問合せは原則メールにてお願いします。

※ 迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を変更しております。お手数ですが、メール送信の際は、(at)を @ に置き換えてご利用ください。

東京都生活文化局消費生活部企画調整課管理担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎18階

【電話】 03 (5388) 3053 (ダイヤルイン)

【メールアドレス】 S1161401 (at) section.metro.tokyo.jp

【交通案内】 新宿駅（西口）から徒歩約10分

都庁前駅（都営大江戸線）直通